

船舶事故等調査報告書

平成25年5月30日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2012那第36号
事故等種類	乗揚
発生日時	平成24年8月28日 20時40分ごろ
発生場所	沖縄県国頭村安田漁港東方沖 国頭村所在の瀬嵩埼灯台から真方位132°1,400m付近 (概位 北緯26°44.4′ 東経128°20.1′)
事故等調査の経過	平成24年8月31日、本事故の調査を担当する主管調査官（那覇事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報	
船種船名、総トン数	漁船 第一 ^{じゅじゅ} 寿々丸、14.97トン
船舶番号、船舶所有者等	ON2-0764（漁船登録番号）、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定
死傷者等	なし
損傷	船底部に擦過傷、プロペラ曲損
事故等の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、漁場に向けて船首約0.7m、船尾約1.2mの喫水及び約7ノットの対地速力で遠隔操舵装置のリモコン端末を用いて手動操舵によって南東進中、風に圧流され、平成24年8月28日20時40分ごろ安田漁港東方沖の浅礁に乗り揚げた。 船長は、乗揚後、同僚を通じて海上保安庁に通報し、翌日の早朝、本船は、満潮に合わせて自力で離礁し、安田漁港に帰航した。
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南、風力 4 海象：潮汐 下げ潮の中央期
その他の事項	船長は、遠隔操舵装置のリモコン端末に誤差（船首が左舷側に少し曲がること）があることを知っており、その誤差を考慮して針路を設定していた。 本船は、レーダー及びGPSを装備していたが、本事故当時、それらを使用しての船位確認を行っておらず、安田漁港を出港して約10分後に浅礁に乗り揚げた。 船長は、救命胴衣を着用せず、操舵室内に置いていた。
分析	
乗組員等の関与	あり
船体・機関等の関与	なし
気象・海象の関与	あり
判明した事項の解析	本船は、安田漁港東方沖を南東進中、船長がレーダー及びGPSを使用して船位の確認を行わずに航行を続けたことから、風に圧流され

	て浅礁に乗り揚げたものと考えられる。
原因	本事故は、夜間、本船が、安田漁港東方沖を南東進中、船長が船位の確認を行わずに航行を続けたため、風に圧流されて浅礁に乗り揚げたことにより発生したものと考えられる。
参考	本事故後、船舶所有者は、次の改善措置を採った。 ・遠隔操舵装置のリモコン端末の修理を行った。 今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・レーダー及びGPSを使用して船位の確認を行うこと。